



Title	アウスグライヒ体制下のハンガリー陪審法制
Author(s)	上田, 理恵子
Citation	スラヴ研究, 47, 281-300
Issue Date	2000
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/38943
Type	bulletin (article)
File Information	47-010.pdf



[Instructions for use](#)

アウスグライヒ体制下のハンガリー陪審法制

上 田 理恵子

はじめに

ハンガリーで刑事裁判に本格的に陪審制^①が導入されたのは、**1896**年法律**33**号（施行は**1901**年）の刑事訴訟法においてである^②。全面的に改正された**1951**年法律**3**号の刑事訴訟法は、もはや陪審制を採用しておらず、今日も採用されてはいない。陪審制は、採用されていた間も紆余曲折を経ており、**1908**年と**1914**年に大規模な改正が実施されている。このうち本稿で扱うのは、陪審制に関する研究の導入部分として、成立当時の法制である。

ヨーロッパ大陸諸国の中で、ハンガリーでの陪審制導入時期は遅い部類に属する。大陸諸国に近代的陪審制度が急速に普及していった最初の契機はフランス革命やナポレオンのヨーロッパ制覇である。フランス、フランス領となったライン左岸、イタリアに続いて**1830**年代にベルギー、ポルトガル、ギリシアで陪審制が導入されている。**1848**年革命前後にはドイツの諸邦で立法が相次ぎ、それらの集大成が**1877**年のドイツ帝国刑事訴訟法となった。オーストリアでは**1850**年の刑事訴訟法で陪審制が導入され、いわゆる新絶対主義の時代に停止された後、**1873**年の刑事訴訟法で再び復活する。ロシアでも、**1864**年の司法改革において陪審制は眼目の一つであったという^③。若干の例外を除けば、北欧諸国も含めて**1880**年代には大部分のヨーロッパ諸国において、陪審員が事実問題、職業裁判官が法律問題を判断するという陪審制の様式が整っていたとされる^④。

これだけの勢いで陪審制度が普及する推進力となったのは、陪審制の合理性よりもむしろ、司法への民衆参加に対する期待という政治的動機に求められる^⑤。絶対主義国家の支配形態に適合的であった官僚制的司法に対して、陪審制は、市民の自由や権利を擁護する砦として広く支持されたのである。だからこそ、とくに生命や身体を著しく制限する重罪、政治的犯罪、出版物犯罪^⑥への適用が求められたのである。

- 1 一般に、陪審とは司法に対する民衆参加という制度として理解され、参審制が職業裁判官とともに合議体を構成する形態であるのに対して、陪審員が裁判官から独立して判定を下す点に特徴がある。また、本稿で陪審という場合は、審理に立会い評決をする審理陪審（または公判陪審）を意味し、正式起訴を決定する起訴陪審とは区別している。
- 2 今日にいたるまで、ハンガリーの法令表記は、年、法律番号の順で特定できる。なお、本稿で用いるハンガリーの法令は、*Corpus Juris Hungarici: Magyar Törvénytár*, Budapest 1740-1947に依る。表記については、刑事訴訟法について“1893: XXXIII. t. cz.”を「**1893**年法律**33**号」とする例に揃えることとする。
- 3 John W. Atwell, “The Russian Jury,” *Slavonic and East European Review* 53:130 (1975), 44.
- 4 Viktor Liebscher, “Rechtsvergleichende Analyse der Geschwornengerichtsbarkeit,” *Österreichische Juristen-Zeitung*, 19.5.1970. ここで言及されている若干の例外の中には、オランダやスウェーデンが含まれているが、例えばハンガリーと同じ頃に成立したブルガリア刑事訴訟法（**1897**年）でも陪審制はとられていない。
- 5 すでに**19**世紀前半には、フォイエルバッハが陪審の研究に、政治的な観点と刑法上の観点を厳格に区別することを要求している。Paul Johann Anselm von Feuerbach, *Betrachtungen über das Geschwornengericht* (Landshut, 1813).
- 6 ハンガリー語の“nyomtatvány útján elkövetett bűntettek”、ドイツ語の“Pressedelikte”、フランス語の“délits de presse”という場合、出版行為に関する違法行為の処罰と、出版物の内容に関する違法行為の処罰に分

ハンガリーにおいても、こうした時代思潮に見合った陪審制導入の動きが1840年代に進められていた。1830年代からアメリカ、ドイツを筆頭に諸外国の立法例の研究や調査旅行の成果が報告されている⁹⁾。この時期の法典編纂活動全体を通して中心人物であったサライ(Szalay László, 1813-1864)も、集団評議による判決発見手続を評価する論説を発表したり、英国から最新の刑事手続法案を持ち帰るなど、早くから英米法の陪審制に注目していたことがうかがえる¹⁰⁾。こうした尽力の成果として、デアーク(Deák, Ferenc, 1803-1876)¹¹⁾が1841年から1843年にかけて委員長を務めた法典編纂委員会では、陪審制の導入のほかに執行猶予や死刑制度の廃止まで盛り込まれた進歩的な刑法および刑事訴訟草案が作成されていたのである。もっとも、あまりに斬新であったこの草案は、議会を通過できず、わずかに出版法(Sajttörvény, 1848: 8 tc.)についてだけは、陪審制の導入が認められたにとどまっていた。

独立戦争の鎮圧と1850年代の新絶対主義体制を経て、ハンガリーに陪審制の導入が実現した頃には、ヨーロッパ各地ではすでにその政治的情熱も冷め、実務上の諸問題がいたるところで顕在化した結果、参審制へと移行が始まっている最中であった¹²⁾。そのことについて、ハンガリーの為政者や法律家は充分情報を得ていたばかりか¹³⁾、出版法に関する裁判で導入されていた陪審制の成果が思わしくないことも承知していたはずである¹⁴⁾。

けることができる。前者は発禁・差押処分を受けていたり、認可をうけていない出版物の頒布、注文に対する処罰を意味する。刑法典ではなく、別の出版法に規定されている処罰規定である。後者は、出版物の内容が名誉毀損であったり、猥褻物であるなど、刑法上の犯罪に該当する場合を意味し、著者のみならず出版者ないし頒布者まで処罰される。

- 7 N. H. Julius, "Ein Bericht über die Kodifikation in Australien," *Kritische Zeitschrift für Rechtswissenschaft und Gesetzgebung des Auslandes* 12 (1840); Idem, *Die amerikanischen Besserungs-Systeme* (Leipzig, 1837); Bölöni Sándor Farkas, *Utazás Észak Amerikában* (Kolozsvár, 1834)を参照すると、英米法への関心が高かったことが認められる。また、当時の立法準備作業をまとめたものとして Katalin Gönczi, "Wissenstransfer bei den Kodifikationsarbeiten im ungarischen Vormärz," *Ius Commune* 25 (1998), p.282ff.
- 8 Szalay László, "Könyvbírálat, Livingston, A System of Penal Law for the State of Louisiana (Philadelphia 1833)," *Themis* 1(1837), p.53ff.
- 9 本稿では、著者名として明記されていないかぎり、各国の慣例にならい、原則としてハンガリー人の名前は姓、名の順(欧文表記では、カンマをうつ)、他の欧文人名は名、姓の順とする。
- 10 この過程について、邦語文献では例えば、熊谷弘「大陸法系諸国における陪審制の運命」『司法研究報告書』13(3)、1959年、3-11頁。ドイツの事例については Eberhard Schmidt, *Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege*, 3rd ed. (Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1995), pp.413-418.
- 11 例えば国際刑事学協会の名簿を見ると、1880年代末以降刑法典の起草者であるチェメギ(Csemegi, Károly, 1826-1899)を筆頭にファイエル(Fayer, László, 1842-1906)ら、ハンガリー法曹界の代表者ら20名以上の会員が名前を連ねているが、後述する『全刑法学雑誌』付録として出版されている協会の報告集には、Der Verfasser von *Die Verbrecherwelt von Berlin*, "Gegen die Schwurgichte," *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft* [以下 ZStW と略す](1887) など、陪審制度に批判的な論説も度々掲載されるようになる。また、当時のオーストリア側の法律専門誌『法律雑誌』(*Juristische Blätter*)に掲載されるブダペストからの月間報告でも1873年以来、陪審制を批判する意見が続く。
- 12 例えば、年によって事件数の差が大きいのが、1891年から1895年の平均でみると、訴追件数195件、判決まで進んだ事件55件。そのうち47件が有罪となっているが、刑罰としては6カ月以下の軽懲役に相当する場合が半数以上を占める(Országos magyar kir. statisztikai hivatal / Kön. Ung. Statistische Central-Amt, *Magyar Statisztikai Évkönyv / Ungarisches statistisches Jahrbuch*, Budapest 1872-1900.)。後の立法過程では、「小さな地方紙の人事欄に関する些細な事件」をめぐって「大掛かりな陪審法廷」を編成しては、かえってこの制度の実効性を殺ぐという意見が多数派を占めることになるのも、自国の経験に由来していると思われる。Ladislav Fayer, "Die ungarische strafrechtliche Gesetzgebung und Litteratur [i.e. Literatur] seit 1893," (Mitteilungen der internationalen kriminalistischen Vereinigung) *ZStW* 17 (1897), p.329. なお、Ladislav Fayer と László Fayer と Fayer, László は同一人物である。

では、このような時期に導入されたのは、いったいどのような内容の陪審制度だったのか。ハンガリー近代立法史の中で、および同時代のヨーロッパ諸国における陪審制度の中でどのように位置付けられるのか。本稿の目的は、これらの問いかけに可能な範囲で取り組みながら、二重体制下のハンガリー陪審制について基礎的な研究をまとめることにある⁽¹³⁾。

1. 近代ヨーロッパ法史におけるハンガリー陪審制の位置付け

(1) 先行研究の概観

先に提起した視点のうち、19世紀ハンガリー法制史に関する研究について、ハンガリー国内ではチズマディア、コヴァーチ、アストロシュの共著による『ハンガリー国家と法の歴史』⁽¹⁴⁾が法制史の基本書とされてきたほか、国外ではドイツのフランクフルトにあって「ヨーロッパ法史研究の中核的存在」と称されるマックス・プランク研究所の出版物が充実している⁽¹⁵⁾。

ヨーロッパ大陸諸国の陪審制度の歴史に関する先行研究は決して少なくなく、最近の日本でも、法学および隣接諸分野の学界、実務法曹の両側から研究が進められてきている⁽¹⁶⁾。

ハンガリーの陪審制度に関して国内の文献、アーカイヴや統計資料をもある程度そろえ、まとまった研究をしているのはチズマディアである⁽¹⁷⁾。「自由主義的であるというにはきわめて控え目にとどまった」陪審制の性格について⁽¹⁸⁾、社会学的アプローチを加えて立証しようとしている。陪審員の選出過程や陪審裁判の事物管轄に、富裕な知識階級の意向が働いていたこと、司法大臣の権限が強化され、裁判に政治的圧力が加えられたことなど、興味深い示唆が随所に認められる。本稿でも基本的な知識はこれに負うところが大きい。しかし、この制度を大陸諸国の近代的な陪審制度全体の中で位置付けるという視点は重視されていないようである。

13 本稿は、筆者が在外研究を始めるにあたっての基礎研究である。したがって、当時の議事録をはじめとする現地の資料については、間接的にしか検討できていない部分も多いことをおことわりしておく。むしろ、現段階で収集できた資料から問題点を提起し、今後の研究動向をつかむことに重点がおかれている。

14 Csizmadia, Andor and Kovács, Kálmán and Asztalos, László, *Magyar állam és jogtörténet* (Budapest, 1972).

15 Helmut Coing, ed., *Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte* (München: 1973-1988) シリーズでJános Zlinszkyが担当しているハンガリーの章は、私法史の解説および史料収集の緻密さに定評がある。最近では、Katalin Gönczi, *Ungarisches Stadtrecht aus europäischer Sicht* (Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann, 1997) が、都市法レベルの研究でこれを補完する役割を果たす。

16 例えば Erich Schwinge, *Der Kampf um die Schwurgerichte bis zur Frankfurter Nationalversammlung* (Breslau, 1926) は、ドイツの近代的陪審制度成立当時の争点、学説の対立を極めて詳細に論じている。英、独、仏の比較法史研究としては、Schioppa, ed., *The Trial Jury in England, France, Germany 1700-1900* (Berlin, 1987) 参照。また、欧米諸国の陪審制について、最近の日本の研究動向を示すものとして、『法律時報』の特集「陪審裁判の歴史と理念」(1992年)、比較法学会シンポジウム「陪審制の比較法文化論」『比較法研究』56、1994年、2-108頁、法制史学会シンポジウム「司法への民衆参加の歴史—西洋—」『法制史研究』45、1995年、134-187頁がまとめた情報を提供してくれる。

17 Csizmadia, Andor, “Az esküdtbíróóság Magyarországon a dualizmus korában,” in Csizmadia, ed., *Jogtörténeti tanulmányok*, 1 (Budapest, 1966), pp.131-146.

18 Csizmadia らの前掲書(注14)、536-537頁。

ここで、1896年に成立したハンガリーの刑事訴訟法および陪審制度の導入過程が、ハンガリーの歴史にとって特につなごりの深い同時代のオーストリアやドイツの文献にしばしば登場している事実に注目したい。

いうまでもなく法律の解説というなら、理想的にはまず自国民にむけた自国語の注釈書をひもとくべきであると思う。だから外国雑誌に掲載されたいくつかの雑誌論文をもって、ハンガリー刑事訴訟法の注釈書がわりにしようという意図は、筆者にはない。これらを参考とするについては、確かに解釈の拠り所とする部分もあるが、むしろ当時のハンガリーの法学者たちが、国際的な場で自国の法をどのように紹介したか、どのような点を強調したかったかを重視したい。

それにしても、とくにオーストリア、ドイツとハンガリーの関係に注目するのかを明らかにするために、19世紀におけるハンガリーの刑事立法活動に両国がどのような関わりを持っていたか、敷衍しておく必要がある。

(2) オーストリア法との関わり

オーストリアは周知のとおり、1867年から1918年にかけての二重君主国時代に、それ以前の「支配者」から、ハンガリー側の解釈によればパートナーとなった¹⁹⁾。司法分野は、直接には両国の共通事項に含まれていなかったが、互いの立法作業については、他の国以上に強い関心を寄せていたとしても不思議ではない。幾つかの代表的な専門雑誌のうち、本稿で扱うのは、二重体制下の1872年に創刊された、オーストリアではブリアン (Max Brian) と

19 1867年にオーストリア帝国とハンガリー王国間で結ばれた協定は、ドイツ語でアウスグライヒ (Ausgleich)、ハンガリー語でキエジェゼーシュ (kiegyezés) と称され、オーストリア皇帝がハンガリー国王を兼ねること、外交、軍事、財政を共通事項とすること等が定められている。Gesetz vom 24. Dezember 1867: Reichsgesetzblatt für die im Reichsrath vertretenen Königreiche und Länder [以下 RGBl. と略す]、1868/2. 邦訳として、「妥協」(パムレーニ・エルヴィン編『ハンガリー史』恒文社、1980年の田代・鹿島訳他)、「アウスグライヒ」(矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』岩波書店、1977年; 南塚信吾『東欧経済史の研究』ミネルヴァ書房、1979年; 大津留厚『ハプスブルクの実験』中央公論社、1995年)、『アウスグライヒ』(家田修「ハンガリー「近代」における「農業危機」と農業政策 (1)・(5)」『広島大学経済論叢』10/2、3、1986年; 11/1、2・3、1987年)、「和協」(ボグダン『東欧の歴史』中央公論社、1991年の高井訳)等がある。筆者は、本協定が当時のオーストリアとハンガリー間で一応の和議ないし和解の役割を果たした点に鑑みて、かつて「和協」という訳語を採用していた(拙稿「19世紀ハンガリーにおける商法典編纂」『一橋論叢』115/1、1996年)。しかし、オーストリア側ではその後チェコ人との間にもこうした協定の試みがあったことからわかるように、単一不可分の帝国の中で諸民族の「均衡」を作り出そうとしていたようにも受け取れること、またハンガリー側ではこの協定をもって対等な二国の連合国家が成立したと解していたという諸事情を反映するに適切でないと判断するに至った。そこで、本稿では「アウスグライヒ」としておく。また二重君主国時代についていうオーストリアとは、「ライタ川以西地域」(Cisleithanien)、正式名称として「帝国議会に代表される諸王国・諸州」(die im Reichsrath vertretenen Königreiche und Länder)とよばれる部分を指すこととする。ハンガリーという場合は、ハンガリー王国領を指し、この時期に独自の法制度を有していたクロアチア・スラヴォニアを原則として除く。問題はトランシルヴァニアであって、ハンガリー王国に編入になってからもオーストリア一般民法典が適用されるなど、例外的な存在である。但し、刑事訴訟法および陪審制に関しては、刑事訴訟法施行法2条で「クロアチア・スラヴォニアを除く」としか明記されていないことからハンガリー法の適用範囲と考えることにした。二重制下のオーストリア＝ハンガリーにおける民族関係について、最近の研究では月村太郎『オーストリア＝ハンガリーと少数民族問題』東京大学出版会、1994年、でクロアチアの政治動向について詳述してあるほか、同「オーストリア＝ハンガリー二重帝国の多文化主義」初瀬龍平編『エスニシティと多文化主義』同文館、1996年、179-203頁では帝国の民族関係全体について、「中心」と「周辺」という手法で整理してある。

ヨハンニ (Lothar Johanny) による『法律雑誌』(*Juristische Blätter*) である⁽²⁰⁾。そこでは広範囲の地域にわたる司法情報を多く掲載しているが、ことハンガリーの司法情報に関しては、主題別のまとまった寄稿文や「週刊情報」(*Wochenschau*) で登場する以外に、ブダペシュトからの「月間司法報告」(*Monatlicher Justizbericht*) が組まれ、立法作業の進行状況から司法省の人事にいたるまで、ハンガリーの法状況に関するさまざまな話題を知ることができる。報告者の名は明記されている場合とされていない場合とがあるが、明記されている場合から判断すると、ハンガリーの裁判官や弁護士といった実務法曹であることが多い。この中に、陪審制に関する話題も登場することがある。

しかし、注意しておかねばならないのは、ハンガリーの立法者達がオーストリアの法制度や法学を素直に継受していたのではなかったことである。かといってオーストリアからの影響は決定的であったことも否めない。両者の法関係史は、微妙に複雑な経緯をたどってきていることがわかる。

そもそもハンガリーでは、法一般について近代化が本格的に始まったのは19世紀になったからのことであって、それまでは慣習法が根強く支配していたことで知られる。法制史については、次のような言説さえ唱えられている。

普通法 (*ius commune*) が、オーストリアを含めたドイツ帝国の法であった限り、ハンガリー法学はこの法に背いていた。しかし、ドイツも含めたヨーロッパ法がオーストリア法と区別できるようになってから、これに従うこととなったのである⁽²¹⁾。

この点が最も顕著に表れているのは私法史に属する分野である。すなわち3世紀ほどの間、ハンガリーで事実上の私法典として効力を有していたのは、ヴェルベーツィ (Werbőczy, István) の手による通称『三部法書』(正式名称は *Tripartitum Opus Juris Consuetudinarii Regni Hungriae: Magyarország Szokasos Joganak Harmaskönyve*) であり、封建的勢力の拠り所となっていた⁽²²⁾。このため、立法者および実務家達は「外国法が土地の慣習に取って代わることがないよう」務めており、若干の学者たちによるローマ法継受の試みも、あるいは啓蒙専制君主ヨーゼフ二世によって試みられた自然法思想に基づく法典編纂も、依然として排除され続けてきた。大学の法学教育においても、国内の慣習法の講座がおかれたのはオーストリアよりも早かったほどである⁽²³⁾。その一方で、法理論としてプーフェンドルフやヴォ

20 その巻頭言によれば、従来の理論重視型の法学雑誌に対して、現実の生活に根差した法のあり方を追求し、必要な法制度改革を要求していくという。また、直接には弁護士の立場を代表しているが、その職能集団にとらわれず、広く法律家の利益と権利を考え、彼らの交流の場となることも目指されている。創刊号から寄稿しているイエーリング (Rudolf von Jhering, 1818-1892) らの影響が多分にうかがわれる。

21 János Zlinszky, *Wissenschaft und Gerichtsbarkeit: Quellen und Literatur der Privatrechtsgeschichte Ungarns im 19. Jahrhundert* (Frankfurt am Main, 1997), p.1.

22 Mezey, Barna, ed., *Magyar Jogtörténet* (Budapest: Osiris Kiadó, 1997), pp.25-26, 28; János Zlinszky, "Ungarn" in Helmut Coing, ed., *Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte*, III/2 (München: C.H.Beck'sche Verlagsbuchhandlung, 1982), pp.2147-2149. 『三部法書』について邦語文献では、伊藤知義「ハンガリー民法史覚書」『札幌学院法学』12/2、1996年、で紹介されている。

23 Zlinszkyの前掲書(注21)、131頁。ここで紹介されているノジソンバト (Nagyszombat) 大学法学部において、1667年の設立当時、教授数の内訳は教会法1名、ローマ法1名、慣習法2名(実体法、手続法1名ずつ)であったとされる。

ルフの自然法学がハンガリーに入ってきたのは、オーストリアのマルティニ（Karl Anton von Martini）を経由してのことであった。

19世紀に入ってから、両国の政治関係を反映した微妙な法の関係が続く。1820年代に始まり、1840年代で頂点に達するハンガリーの諸改革の項目には、近代的な法典編纂も含まれていた。その結果、今度はハンガリーを代表する知識人たちがフランス、ドイツ、中にはイギリスやアメリカにまで足をのばして諸外国に学び、その経験をもとに立法作業に取り組むことになる。ところが、この試みは1848年革命の挫折によって阻まれ、1850年代にはオーストリア法が強制的に適用されることとなる。1860年の10月勅令、それを受けて開かれた1861年の勅選裁判官会議（Országbírói Értekezlet, Judexcurialkonferenz）ではさらに一転して、オーストリア法適用以前の状態に戻すことが決められるが⁽²⁴⁾、それまでに法実務に定着したオーストリア法の影響は、簡単に拭い去ることができなかつたようである。

陪審制の導入過程についても、ライタ川以西と以東の間では、同調と反発が相半ばする関係を認めることができる。

オーストリアでは1848年に、まずは出版物犯罪についてのみ陪審制が導入され⁽²⁵⁾、1850年の刑事訴訟法で重大犯罪と政治犯罪へと適用範囲が拡大されている。「新絶対主義」の時代には、ハンガリーにも適用されることとなる1853年の刑事訴訟法⁽²⁶⁾により陪審制は全面廃止となるが、1867年の12月憲法では特定の犯罪、政治犯罪および出版物違法行為に陪審制を導入することが明文化され（11条）⁽²⁷⁾、これを受けてユリウス・グラザー（Julius Glaser, 1831-1885）の起草による1873年の刑事訴訟法⁽²⁸⁾では、陪審制が1850年当時と同じ規模で復活することになる。

オーストリアで陪審制が成功しているとは、ハンガリー側は思っていなかつたようである。1873年『法律雑誌』の月間報告では、「ペシュターロイド」（*Pester Lloyd*）紙の社説が引用されているが、それによれば、陪審制度など導入しようものなら「地域によっては決つた人物の恣意を許し」かねず、「その効果を時折、逐次停止させるという陪審裁判制度の留保付き導入には全く気が進まない。そのような作品など、我々はうらやむこともなく、心安んじて見ておればよい。」⁽²⁹⁾と述べられている。

陪審裁判を「逐次停止」させる「留保付き導入」とは、オーストリアで1873年、刑事訴訟法とともに公布された「陪審裁判所の一時停止に関する法律」⁽³⁰⁾を意味している。この法律によれば、「判決が公正かつ中立であるという保障ができないような事態が生じた場合」、内閣は最高裁判所の聴聞を経て、「特定の犯罪についてまたは全面的に特定の地域について」陪審裁判の実施を、最高1年まで停止することができるとされていた（1条）。その間は第一審裁判所の裁判官すなわち職業裁判官が事件を担当することになる⁽³¹⁾。

24 Csizmadia らの前掲書（注14）、533頁。

25 RGBL 1848/Nr.67.

26 RGBL 1853/Nr.151.

27 RGBL 1867/Nr.141.

28 RGBL 1873/Nr.119.

29 Wochenschau, *Juristische Blätter* [以下欧文表記 *JBl.* と略す] 1873, p.221.

30 Gesetz vom 23. 5. 1872, RGBL 1873/Nr.120.

31 通常は4名、5年以上の禁錮刑（*Kerkerstrafe*）または死刑に相当する裁判には6名で合議することが規定

このような停止法の導入に向けて、刑事訴訟法の起草者にして司法大臣であったグラウザーがくりかえし強調するのは、「陪審制度が政治手段に悪用される危険を防止するため」であった⁽³²⁾。

この法律が最初に適用されたのは、**1882年**ダルマチア地方のカッタロ（Cattaro）巡回裁判所区においてである。陪審制停止の理由⁽³³⁾によれば、陪審員の評決に基づいて裁判官が有罪判決を出した場合に「被告人およびその親類や友人が、不当な判決であるという感情にもとづき、血讐（Blutrache）をはかる」ため、陪審員を務めた者達は「放火と殺害の危険」にさらされる例が目立った結果、陪審裁判の半数が無罪評決に終わってしまった。さらに、陪審員の職務を忌避することによって受ける罰則⁽³⁴⁾よりも血讐を恐れるあまり、ダルマチア地方では陪審員の職務から逃げ出す人々が増加している、という報告⁽³⁵⁾もなされていた。

1880年代には、陪審制はオーストリアでほとんど機能していなかったといっても過言ではない。停止理由には主として、ヨハン・モスト（Johann Most, 1846-1906）の発行する「フライハイ特」（*Freiheit*）紙⁽³⁶⁾の扇動による労働運動の過激化と、それにもとづく陪審員たちへのテロ行為が挙げられている⁽³⁷⁾。**1884年**にはウィーンおよびその周辺のコアノイブルク、ヴィーナー・ノイシュタット裁判区で陪審制されたのみならず、「最高1年間」という停止期間が**1886年**6月まで延長されている⁽³⁸⁾。ところが、停止期限の**1886年**6月になると、今度はオーストリア全域について2年間、陪審制が停止されてしまう⁽³⁹⁾。**1888年**8月1日の内閣令では、ウィーン、コアノイブルク、ヴィーナー・ノイシュタット、ウェルス、グラーツ、レオーベン、クラゲンフルト、バーメンおよびメーレンの工業地域、というオーストリアの主要地域で、停止期間がさらに一年間延長されてしまう⁽⁴⁰⁾。

その後、次にこの一時停止法が適用されるのは**1914年**であるから⁽⁴¹⁾、それまでは再びオー

されていた（3条）。

32 *Stenographische Protokolle des Herrenhauses*, 7. Session 1873, 35 Sitzung, 18. 4. 1873, p.525ff. 「陪審制は司法制度でなく、純粋に政治的な制度であるという見解、[...] 陪審員となった以上はひたすら自らの政治的、民族的、宗教上の確信と、(志を同じくする者への) 共感を表明することにあるという考えが根づいてしまったような地域」においては、陪審制を停止する以外に「方法はない」。(*Stenographische Protokolle des Abgeordnetenhauses*, 7. Session 1872, 14. Sitzung, 16. 2. 1872, p.180.)

33 *Verordnung des Gesamtministeriums vom 20. 6. 1882, Gründe*, 585 der Beilage zu den *Stenographischen Protokollen des Abgeordnetenhauses*, 9. Session, pp.1-4.

34 陪審の名簿作成に関する法律によると、陪審員に指名された者が召喚に応じなかった場合、1度目は最高50グルデン、2回目以降は最高100グルデンの罰金が科せられている（23条）。

35 *Stenographische Protokolle des Herrenhauses*, 9. Session 1882, 68. Sitzung, 16. 12. 1882, p.1066. もっとも、発言者のグリュネック（Anton Joseph Freiherr Hye von Glunek, 1807-1894）は、オーストリアのいわゆる「新絶対主義」の時期に成立した刑事訴訟法（1853年）起草に加わっていたことからわかるように、一貫して陪審制には強固な反対者であったこともふまえておかねばならない。

36 モストについては田中ひかる『『フライハイ特』紙の主張の変遷（1879-82）』『一橋論叢』112/2、1994年参照。

37 831 der Beilage zu den *Stenographische Protokollen des Abgeordnetenhauses*, 9. Session 1884, pp.1-3.

38 以上の過程につき、*RGBl*. Nr. 192/1884, Nr. 198/1884, Nr. 158/1885.

39 *RGBl*. Nr. 98/1886.

40 *RGBl*. Nr. 130/1888.

41 この時の理由は、南スラヴ地域におけるセルビア人の反帝国運動にあつて、陪審裁判も彼らの「テロ行為」的とされたという（98 der Beilage zu den *Stenographische Protokollen des Abgeordnetenhauses*, 22. Session 1917, p.7）。1907年にベオグラードで組織された「セルビア民族組織」（*Narodna odbrana*）の活動を指していると思われる。

ストリアで陪審制が運用されていたことになる。ハンガリーで陪審制を含めた刑事訴訟法が成立するのは、ちょうどこの時期にあたる。ひとつには、かつてのハプスブルク帝国支配のように法制度を押し付けられるのではなく、自ら陪審制度の導入を選択することができれば、オーストリアの陪審制度は、最も参考としやすい存在であったとも考えられる。

(3) ドイツ法学の影響

ハンガリーの陪審制は自国の投稿者達によって、相互に対抗的な傾向を強めつつあったドイツの代表的な刑法雑誌である『全刑法学雑誌』(*Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft*)⁽⁴²⁾や『法廷』(*Der Gerichtssaal: Zeitschrift für Strafrecht, Strafprozess, Gerichtliche Medicin, Gefängnißkunde und die gesammte Strafrechtsliteratur*)⁽⁴³⁾にも紹介されている。とくに前者は、創刊当初から外国記事欄が充実し⁽⁴⁴⁾、読者層も世界各地に広がっていたため、自国の制度を国際的に発表する場としては理想的であったと思われる。

しかし、ハンガリーの法律家がドイツの雑誌に自国の制度を紹介する場合、国際的知名度を得る以上の意味があったと考えられる。なぜなら、他の法分野同様、陪審制についてもドイツ法の影響が決定的であり、ハンガリーの立法者たちとドイツ法学者との交流が深かったからである。

そもそも、1840年代に陪審制を含む刑法典及び刑事訴訟法典の編纂が試みられた時、この立法作業に決定的な影響力を及ぼしたのは、当時から「ドイツで最大の刑事法学者」と称賛されていたミッターマイアー (Carl Joseph Anton Mittermaier, 1787-1867) を筆頭とするドイツ法学者の意見であった⁽⁴⁵⁾。『全刑法雑誌』への執筆者で新制度の確立に意欲的な姿勢をとっているファイエル⁽⁴⁶⁾の紹介によれば、とりわけミッターマイアーと主だった改革推進者たち、すなわちデアーク、サライ (Szalay, László, 1813-1864)、プルスキー (Pulszky, Ferenc, 1814-1897) らとの交流が重視されている⁽⁴⁷⁾。1840年代の法案が陽の目を見ないままに終

42 Julius von Wlassics, "Der Gesetzentwurf einer Strafprozeßordnung in Ungarn" *ZStW* 9 (1889), pp.840-866. 『全刑法学雑誌』は、新派刑法理論および刑事社会学派の指導者として名高いフランツ・フォン・リスト (Franz von Liszt, 1851-1919) らによって1881年発刊され、今日にいたる。

43 『法廷』は1849年にヤーゲマン (Ludwig von Jagemann) を編集主任としてシュトゥットガルトで発刊された。『全刑法学雑誌』が登場してくるようになると、新派の学者たちが「全ヨーロッパ的規模で刑法学の合理化と刑法改革運動に向けて推進した」のに対して、『法廷』はどちらかという旧派の学者達が論陣をはる場となった。刑法理論における旧派と新派の対立、すなわち前者が18世紀末市民社会を基盤とする自由主義に基づき、犯罪行為を個人の自由意思の結果と結びつけ、応報刑主義をとり、後者が犯罪を行為者の悪性の結果と認めて刑罰の目的を改善・教育に求めたという対立は、その当初からドイツにとどまらず全ヨーロッパ的な論争となっていた。両方の雑誌についてみれば、学派の対立から情報の拡大ないし制度改革要求か、学術性ないし理論の整合性の重視かという方針上の対立へと拡大していったようである。

44 ことに1889年ベルギーのプリンス (Adolphe Prins, 1845-1819)、オランダのハメル (Gerard Anton van Hamel, 1845-1919)らとともに創設した国際刑事学協会 (Internationale Kriminalistische Vereinigung, Union internationale de droit pénal) の報告書が併せて載るようになってからは、刑事司法分野の国際的情報が大量かつ迅速に伝達されることとなる。

45 多数のハンガリーの法律家が足繁くハイデルベルクを訪れ、ハンガリーの法典編纂運動に強い関心を示したヴェルカー (Welcker)、ツアハリエ (Zachariä, Carl Salomo, 1765-1843)、ミッターマイアーと協議したそうである。この点につき Gönczi 前掲論文 (注7)、285頁。

46 László Fayer, "Der Ungarische Strafprozeß," *ZStW* 19 (1899), pp.704-715.

47 Fayer, László, *Az 1843-iki büntetőjogi javaslatok anyaggyűteménye*, 1 (1) (Budapest 1896), pp. 204-230; Kálmán

わっても、法曹界での交流が途切れるわけではなかったから、ハンガリーの立法者たちにとって、ドイツの法学界は常に指導者であり、いの一に報告しなければならない存在であったと考えられる。

『法廷』の投稿者であるドレシャル (Doleschall, Alfréd, 1864-1931) は、自身も反対者であることを表明しているとおおり、出版法の経験等を省みながら陪審制度に批判的な意見を表明している⁴⁸⁾。また、刑事法学者として新刑事訴訟制度に詳細な解説を試みていたこと、旧派の代表者にして陪審制度の反対者でもあったビンディング (Karl Binding, 1841-1920) に傾倒していた。反対の意見表明も、ドイツの法学界でなされなければ、いわば市民権を獲得できなかったように推測される。

『法廷』では、ほかに弁護士のゲルベルという人物も、ハンガリーの陪審裁判制度を紹介している⁴⁹⁾。解釈や論評を差し挟まず、簡単な概要紹介に終始しているが、ドイツ帝国刑法の該当条文が挙げてある。これは、ドイツの読者への配慮からであると考えられるが、整合的に条文が対応する様子からも、ドイツ法が重視されていたことがわかる。

2. 陪審法制の内容

(1) 陪審法の法源

ハンガリーの陪審制度は三種類の法令から構成されている。法廷での手続は刑事訴訟法 (1896年法律33号) に定めてあり、陪審となる資格や名簿の作成など、公判以前の準備手続は陪審法 (1897年法律33号) に規定されている。このほかに、刑事裁判所ごとの事物管轄、すなわちどのような刑事事件がどの刑事裁判所で裁かれなければならないかについては刑事訴訟法施行法 (1897年法律34号) の中に条文があるが、陪審裁判についてもその中で規定されている。当時のハンガリーの刑事裁判所には、今日の簡易裁判所に相当する、農村部の郡裁判所 (járásbíróóság) および都市部の単独刑事裁判所 (egyesbíróóság) があり、国王裁判所の合議部 (királyi törvényszék, királyi ügyészség) および陪審裁判所 (esküdtbiróság) が予定されていた⁵⁰⁾。上訴機関には、郡裁判所ならびに単独刑事裁判所に対して国王裁判所、国王裁判所に対して控訴院 (király ítélőtábla)⁵¹⁾がある。この上に破棄院としての国王裁判所 (királyi Curia) があった。

Györgyi and Lajos Vékás, "Mittermaier und das ungarische Rechtsleben" in Wilfried Küper, ed., *Carl Joseph Anton Mittermaier: Symposium 1987 in Heidelberg Vorträge und Materialien* (Heidelberg: R.v.Decker & C.F.Müller, 1988), pp.149-164. また、1840年当時ミッターマイアーがモール (Rovert von Mohl, 1799-1875) とともに発行していた『外国法学および立法評論雑誌』(*Kritische Zeitschrift für Rechtswissenschaft und Gesetzgebung des Auslandes*) の中でも、ハンガリーの立法活動は、数号にわたって詳細に報告されている。

48 Friedrich Alfred von Doleschall, "Die ungarische Strafproceßordnung und ihre Nebengesetze," *Gerichtssaal* 55 (1898), pp.350-422; Doleschall, "Die Entschädigung unschuldig Verurtheilter und Verhafteter im ungarischen Strafproceßentwurf," *Gerichtssaal* 53 (1897), pp.261-285.

49 Ludwig Gruber, "Die Einführung der Schwurgerichte in Ungarn," *Gerichtssaal* 55 (1898), pp.138-145. ドイツ語の雑誌論文であるため、名前の表記もドイツ流に変更しているが、おそらく著者は Gruber, Lajos という名のハンガリー人であったと思われる。

50 各裁判所については、1871年法律31-33号、1881年59号第3条、さらに1897年34号7条で規定されている。

51 1890年法律25号によれば、ブダペシュト、ジェール、ペーチ、ソンバトハイ、ポジョニ (現スロヴァキア領ブラティスラヴァ)、カッシャ、セゲド、ナジヴァーラド (Nagyvárad, 現ルーマニア領オラデア)、テ

1897年法律33号の1条には、すべての刑事裁判所に3名の職業裁判官と12名の陪審員から成る陪審裁判を開く原則が掲げられている。陪審裁判所を構成する場合、裁判長を任命するのは控訴院長であった(2条)。

(2) 陪審裁判の事物管轄

施行法によれば、陪審裁判に付すべき事件とされるのは、まず15条1項で、5年以上の自由刑より重い刑罰の対象となっている重罪の大部分と公共に対するこれらの犯罪への扇動、2項で出版物犯罪の場合となっている。対象となる重罪には、国王および王家に対する反逆罪および反逆罪に至らない程度の侮辱ないし暴行罪、国家に対する反逆罪、暴動および叛乱のうちの重罪、公職者の職権濫用について加重事由のある場合、殺人、保護責任を負っている者に対する遺棄致死罪、重傷害および傷害致死、公衆衛生に対する罪、未成年者略取誘拐罪、拘禁と傷害、強盗、放火、水害をもたらした罪、往来妨害罪で死傷者を出した場合、収賄罪が挙げられる。このうち一部の政治犯罪すなわち、国王ないし国家に対する反逆罪や暴行罪、暴動や叛乱、背任罪およびその扇動については控訴院のある裁判区の陪審裁判所にだけ管轄権が認められていた⁵²⁾。

続く16条によれば、誹謗・中傷および名誉毀損罪について裁判する場合、通常の第一審裁判所すなわち国王裁判所で裁かれることになっているが、刑法262条および461条に列挙されている人物が対象となっている場合には陪審裁判所が担当する事件となる。ここでいう人物とは、例えば国や地方の議会、行政府、司法機関に所属する者や、公立の病院其他公共施設に勤める人物など、公的性格を有する者を指している。

他の立法例と比較した場合、事物管轄に関する特徴は次のようにまとめられる。まず、陪審裁判の対象とされる罪の範囲がかなり制限されている。5年以上の自由刑を科せられる可能性を含む犯罪であっても、陪審裁判に付されない犯罪もある。例えば、通貨偽造罪(第11章)、偽証罪(第12章)、文書偽造罪(第32章)などである。この点につき、ドレシャルの説明によれば、これらの犯罪行為の基礎となる要件(構成要件)が非常に複雑であるため素人の判断になじまない、と起草者が判断したそうである。しかし、いずれもオーストリア法やドイツ法では陪審裁判に付されるとされている。

またドイツやオーストリアに入っている窃盗、横領、詐欺罪は、ハンガリー刑法はいずれも5年以下の刑罰しか予定していないため、陪審裁判には付されないこととなる。この点について、金額のとくに大きい場合には最高10年までの自由刑にする予定があることがファイエル報告では伝えられている⁵³⁾。これは「諸外国並みの」陪審裁判を導入したい姿勢ではないかと思われる。実際には、これが実現するには1908年の法改正まで待たなければならなかったのである。

施行後、全国規模でみると、陪審裁判は、少なくとも施行後10年間にわたって持続的に

メシュヴァール(Temesvár、現ルーマニア領ティミショアラ)、コロシュヴァール(Kolozsvár、現ルーマニア領クルージュ)、マロシュヴァーシャーヘルヘイ(Marosvásárhely)の11都市にこのような裁判所が設置されている。

52 Csizmadiaの前掲論文(注17)、138頁。

53 Fayerの前掲論文(注12)、328頁。

ハンガリー王国内の全公判件数の1割から2割近くを占めていることまでは推測がつくが⁵⁴⁾、それ以上のことは見当がつかない。わずかに推測できるのは、地域差が相当にあったということだけであり、散在する統計資料の整理が求められる。陪審裁判で裁かれていたのは政治犯罪よりも、多くは個人の法益に関する犯罪であって、**1904**年から**1908**年の間に陪審事件の半数近くは殺人罪、次に傷害罪、強盗および恐喝と続く⁵⁵⁾。もっとも、ブダペシュトでは出版物犯罪が相当な割合を占めていた⁵⁶⁾。

(3) 1897年法律33号

(3-1) 陪審員となる資格

陪審員となる要件については、4条から7条にかけて定められている。まず大前提として、満**26**歳以上**70**歳未満のハンガリー国籍を有し、ハンガリー語（フィウメにおいてはイタリア語）を理解し、読み書きできる男子の中から、財産か学歴条件のうちいずれか一方を満たさなくてはならない（4条）。すなわち、年額**20**クローネ以上の直接国税納税者または（免税措置を受けている場合は）その納税年額に相当するだけの財産を所有すること（4条1号）、あるいは所定の高等教育を受けていること（4条1号）が規定されている⁵⁷⁾。

26歳以上というのは、ドイツ帝国裁判所構成法、フランス治罪法、オーストリアの名簿作成法で定められた**30**歳から比べてかなり低い。ドレシャルによると、これは「陪審裁判に

54

年	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908
陪審法廷件数	954 (37)	1,305 (35)	1,454 (70)	1,372 (133)	1,575 (141)	1,656 (154)	1,518 (111)	1,633 (265)	1,687 (340)
公判件数	8,915	8,624	8,843	9,097	9,459	9,285	9,204	9,109	9,133

()内は出版物犯罪の事件数

Országos magyar kir. statistikai hivatal, *Magyar Statisztikai Évkönyv: Ungarisches statistisches Jahrbuch: Annuaire statistique hongrois*, Budapest 1872-1900, 1893-1900, 1901-1941より作成。**1908**年の刑法改正までの状況。陪審裁判の件数に関する統計には、ほかにチズマディアが *A magyar szentkorona országainak bűnügyi statisztikája az 1904-1908. évekről* (Budapest, 1910)より作成したものがある。**1902**年から**1908**年にかけて、裁判所で无罪判決を下された人数（最小人数が**1902**年**22,271**人、最多人数が**1906**年に**29,741**人）と、陪審裁判所の公判件数（最少**1903**年**997**件、最多**1908**年**1133**件）が併記されている。公判件数の数字が上述のものよりかなり少なくなっている理由については不明だが、上述の統計が再審や累積事件を含めていることも考えられる。

55 チズマディアの作成した、**1904**年から**1908**年にかけての罪状別の陪審裁判件数による。**1904**年**24**件、**1905**年**20**件、**1906**年**13**件と続いた後、**1907**年には**41**件、**1908**年**43**件へと倍増している。Csizmadiaの前掲論文（注17）、**140**頁。もっとも、チズマディアの統計には出版物犯罪が明示されていない。

56 **1900**年から**1904**年の陪審裁判件数に関して以下のように報告されており、出版物犯罪が相当な割合を占めていたことがわかる。

年	1900	1901	1902	1903	1904
ブダペシュト陪審裁判件数	34	34	42	80	120
出版物犯罪(うち政治家を対象)	11(4)	12(1)	15(1)	51(20)	81(33)

Jogtudományi Közlöny 1904, **434**頁より作成。

57 公務員、聖職者、ハンガリー科学アカデミー会員、学識者、短大以上の高等教育を修了した者すなわち教師、弁護士、技師、建築家、船長、農業技師、薬剤師、化学者、林業技師、鉱山管理人、中等学校教師、外科医、獣医、このほか高度の技術あるいは芸術課程ないしその他の上級専門教育を受けた者（4条2号）。

多大な信頼が寄せられている」証拠だそうであるが⁽⁵⁸⁾、必ずしもそうとは断言できない。そもそも、イギリスでは民事上の成年と同じとされ、1864年ロシアの法では25歳以上とされている⁽⁵⁹⁾。1848年前後に相次いだドイツ諸邦の立法例ではさまざまではあるが、プロイセン（30歳以上）をはじめ、年齢を高目に設定している例が多い。もっとも、これについては職務に対して刑事・民事責任を負わせるだけの能力があればよい、というグナイストの有力な批判があった⁽⁶⁰⁾。

資格を男子に限ることも、大方の諸外国の立法例にならったと思われる⁽⁶¹⁾。財産⁽⁶²⁾や学歴による制限を付けることについても、当時のヨーロッパ大陸部分において、珍しい制度ではなかった⁽⁶³⁾。

5条から7条にかけては、陪審員候補者名簿からの欠格事由と除外事由が規定されている。まず刑事責任を追及されているか民事上の行為無能力者であるため陪審員になる資格の無い者（5条）、職業の種類に基づく除外事由（6条）、そして任期が定まっているなど、特定の地位や職務に従事している者についての免除事由（7条）である。原則として、欠格事由は重罪について刑罰を受けている者、破産者、公務員としての身分を剥奪されている者、精神または身体上の欠陥によって陪審員の職務が遂行できない者など、陪審員無資格者であると判断する根拠と解される。除外事由は、陪審員としての資格は認めつつも、職業上または身分上の関係から陪審の職務から除外する事由と考えられる。

この条文構成についてチズマディアの説明によれば、ドイツやオーストリアの立法例では欠格事由と除外事由（チズマディアの言い方によれば絶対的除外事由と相対的除外事由）を区別しているが、ハンガリー法の立法者たちはこれらを区別していない、それというのも陪審員になれない点では実務上の効果にかわりがないから、という⁽⁶⁴⁾。しかし欠格事由か除外事由かの区別は、裁判が有効に成立するか否かに関わってくるため重要である。すなわち欠格事由に該当する陪審員の参加した裁判は、刑法426条および427条で認められているように、裁判の無効の根拠となりうるのに対して、除外事由に相当する陪審員が参加した裁判については、そもそも陪審員としての資格は備えていることから、それだけで裁判の無効を主張する根拠とはならないとも考えられるのである。

58 Doleschall 前掲論文（注48）*Gerichtssaal* 55（1898）, p.397.

59 Учреждение судебных установлений（以下、裁判所構成法と称す）81条。1864年ロシア法の条文は *Виленский Б.В. (ред.) Российское законодательство X-XX веков. Том 8. Судебная реформа. Москва, 1991* を参照。

60 Rudolf von Gneist, *Die Bildung der Geschworenengerichte in Deutschland* (Berlin 1849), p.162.

61 この点、1864年のロシア法（裁判所構成法81条）のように、「男子」と特に記されていない方が例外的といえる。もっとも、だからといって女性の陪審員が当時のロシアに存在した、という証拠にはならない。イギリスで1919年に法制化されたのが初めとされている（Fr. Doerr, “Weibliche Schöffen und Geschworene,” *ZStW* 43, 1922, pp.448-450）。

62 1848年前後のドイツで民主的な陪審制推進者の代表者グナイストは「成年に達し」て「行為能力」のある者（浪費家、心神喪失者、心神耗弱者で無い者）ならば、すべての「公民」に陪審員たる資格を認めるのが原則であると主張している（Gneist, *Die Bildung der Geschworenengerichte in Deutschland* (Berlin, 1849), p.165）。現実には、ヴェルテンベルク、ナッサウ等、いくつかの州で財産制限をつけない立法例もみられたが、プロイセンをはじめ大部分の州では財産制限が加えられている。但し、金額の基準はさまざまである。

63 この点につき、陪審制度は選挙制度と並行して議論されることが多いことを指摘しておく。

実際に、ハンガリー法の規定を目にするならば、少なくとも欠格事由が5条、除外事由は6条、免除事由が7条と、それなりに区別されているように見える。

ただ、個別に項目をみていくと、分類の理由がわかりにくいものもある。例えば、同じ条文中に、大臣や知事、軍人、休暇中の船員および軍人、現職の裁判官、検察官、警察や税務局の職員、それに日雇労働者や雇用期限つきの用務員も加えられている。いずれも公務や職務内容の都合を考慮したと、ひとまずは考えられる。日雇労働者や召使についても、陪審義務を負わされればその間に移動・移転の自由を奪われ(召使は主人の移転についていけなくなり)、職を失う危険にさらされてしまうとも考えられる。

小学校教師⁶⁵⁾の除外もその一つである。補助者のいない薬剤師らを除外するのと同じように、代替勤務要員が容易に確保できないと考えられて除外されることになったという説明も可能である。教育法が教師に副業を禁じていることとのつじつまも、確かに合う。それでも、小学校教師も国会や地方議会の議員にはなれたという。しかも近い職業、すなわち中等教育機関(中学校、ギムナジウムなど)の教師は除外事由に入っていない。実は、この部分の規定の仕方は、オーストリア法に酷似している。例えば、ドイツ帝国裁判所構成法では、最初に陪審員が名誉職であり、「ドイツ人」を予定している旨の原則的な条文があり(ドイツ裁判所構成法31条)、最初に刑事責任による欠格事由(32条)、未成年者を含めた民事責任上の無能力者(33条)、公職者および聖職者の除外(34条)、高齢者や医師を含めて健康上や職業上の理由から陪審員の資格を拒否できる者(35条)の順に各条文に小見出しがつけられるほど、一目見ただけでも内容が整理されているのに、ハンガリーが敢えてオーストリア法に足並みをそろえていることについては、オーストリア側の事情とあわせて検討することが求められる。

(3-2) 陪審員名簿作成手続き

陪審員選出のための名簿は、基礎名簿から年次名簿、さらに職務名簿の三段階に分けて作成される。まず、各村や都市、首都ブダペシュトにおいては区毎の単位で、それぞれの長と各行政庁の職員2名(村の場合はこのうち、1名は公証人でなければならない)によって、陪審員となり得る男子住民全員的基础名簿(alaplajstrom)が作成されなければならない(陪審法9条)⁶⁶⁾。名簿には、氏名、年齢、学歴、職業、住所、納税額、使用言語、他の候補者との親族関係の有無が必要的記載事項とされている。

作成された基礎名簿は、毎年6月1日から2週間にわたって、「それぞれの地域の慣例に従った方法で」公示されねばならない(同法10条)。異議申立および訂正のための公示期間を経た後、9月1日までに国王裁判所長に提出される(同法12条)。この基礎名簿をもとに、

64 Csizmadia の前掲論文(注17)、134頁。

65 筆者は「nép」という語が法規定に載る場合は、対象をハンガリー国籍保持者と想定していたのではないかと考えて「小学校教師」としてみたが、ハンガリー語の「néptanító」(オーストリアの「Volksschullehrer」に相当)の訳出については、1998年度スラブ研究センター冬期シンポジウムにおける渡辺昭子氏の報告でも指摘された通り、「民衆学校教師」か「国民学校教師」か、あるいは「小学校教師」でよいのか争いのあるところである(最後の訳を採用すると、nép の解釈を回避したことになる)。

66 ひとまず名簿作成責任者については地方自治体の「長」としておくが、村の場合に規定されている村長(bíró)は、「裁判官」と同じ語が使われている。実際に村で紛争が起こった場合には、調停者ないし裁判

併せて届けられた異議申立を考慮しながら年次名簿 (évi lajstrom) が国王裁判所で作成される。作成にあたるのは裁判長、他 1 名の裁判官、3 名の陪席委員 (bizalmi férfi)⁶⁷⁾から成る委員会である。1808 年のフランス治罪法では名簿の作成を県知事に一任していたことから (387 条)、地方の行政権力による司法権への介入が生じた例に鑑み、ドイツ諸邦での立法以降とりいれられた制度が、この陪席委員の制度である。陪席委員は名誉職とされ、地方自治体の議会構成員から選出されることになっているが、通常は裕福な地主あるいは弁護士をはじめとする知識階級の中から選ばれていたらしい⁶⁸⁾。

年次名簿は陪審員候補者を選ぶ主名簿と補助陪審員を選ぶ補助名簿から成る。補助陪審員は、開廷期間中に陪審員団に欠員が生じた場合に補充されるための要員である。このため、陪審法廷の開かれる国王裁判所所在地に居住する者でなくてはならない (17 条)⁶⁹⁾。年次名簿に掲載される人数は、補助陪審員候補者も含めて 180 名から 360 名といったように地区によってかなり差があった。

最後に作成される職務名簿には、陪審裁判所の開廷期ごとに召集される 30 名の陪審員と 10 名の補助陪審員の名前が記載してある。これらの者の選出方法は、裁判長と 2 名の裁判官、検察官、弁護士会の代表立会いのもとでの籤引である (21 条)。選出された候補者は、最高 15 日の陪審裁判開廷期間⁷⁰⁾の間、裁判所に出頭していなければならない。また、補助陪審員は、召喚に応じられるよう、自宅を離れてはならない。

陪審員の旅費と食費については裁判長が支給を決定するが、それは陪審員から開廷期間中に要求された場合に限られる (22 条)。この条文もオーストリアの名簿作成法 25 条と類似しているが、期間の限定を明記している点で、より厳格になっていると思われる。ドイツでは、費用の範囲をより広く捉えていたようであり、旅費、場合によっては宿泊費まで支給されることになっている (帝国裁判所構成法 55 条)。

このように数多くの欠格事由や除外事由のふるいかけられた後、どれくらいの人数が陪審員の候補者となりえたのか。例えばヘヴェシュ県についてみれば、陪審制施行開始の 1901 年で 7924 名が基礎名簿に登録された、とある⁷¹⁾。県全体の人口は 255,345 人というから、住民全体の 3 % に満たない割合でしか候補者が集まらなかったことになる。ヘヴェシュ県は、エゲルを中心都市とする、ワインで有名な農業地域で、人口については中ほどの位置を占め

官の役割を果たしていたようである。

67 直訳すれば、「信任者」となるだろうか。オーストリア法でも同じ意味の語 "Vertrauensmänner" が用いられている。

68 ヘヴェシュ県 (コミタート) では 1901 年のうちに合計 12 名の陪席委員が選出されており、その内訳は高額納税者の地主 6 名、弁護士 4 名、新聞社の編集長 1 名、教会の所有地管理人 1 名となっている。ペーチ裁判区では、1901 年から 1910 年にかけての陪席委員の出身階層は、大地主、弁護士、商工業に携わる人々でないしその他知識階級に属する人々、という三種類のグループに分けることができる。ヴォシュ県でも同様で、「小地主」はわずかに 1 名しか見つからなかった、とされている。以上につき Csizmadia の前掲論文 (注 17)、136 頁参照。

69 主名簿と補助名簿を作成するにあたって、1864 年のロシア法では、裁判区人口数によって年次名簿登録者数を詳細に規定している (裁判所構成法 101 条)。

70 ブダペシュトでは、1900 年 7 月から 9 月を除く 9 ヶ月の間、毎月 15 日間の開廷期があり、年間の陪審裁判案件数は 34 件であったという。Jogtudományi Közlöny (1904), 434-435.

71 Csizmadia の前掲論文 (注 17)、136 頁。ここに挙げられた数字は、ヘヴェシュ県の副知事 (alispán) で

ていた⁷²⁾。都市部と農村部で格差が大きかったことを併せて考えても、全国的に見て、陪審員有資格者はきわめて少なかったと推測される。

(3-3) 司法大臣の権限について

ハンガリーの陪審法は、帝国のライタ川以西の部分では、陪審員名簿作成に関する法律(1873年)に相当する。但し、条文数はオーストリア法27条、ハンガリー法37条。この条文数の違いのうちには、司法大臣の権限に関する、きわめて重要な特徴が認められるものが含まれている。裁判区の調整権、陪審裁判の開廷時期、回数、陪審員の選出に関する決定権である。すべての刑事裁判所について陪審裁判を開く原則をとりながら(1条)、陪審裁判の廃止や一定の範囲内で裁判区の併合を司法大臣に認めている(34条)。期限に遅れた場合は、裁判所長から通知を受けた司法大臣が自らの権限で公式会議を開き、名簿をとりまとめることである(陪審法13条)。陪審裁判の開廷時期と回数を決めるのも司法大臣である(29条)。

陪審制導入当時の司法大臣のエルデイは、司法大臣の裁判区調整の権限は、「民族、宗教、身分が陪審員の予断排除を阻むように作用するとすれば、そのような信用の無い地域は、他のより信頼に足る地域と併合してしまうことで対処」できる、と反対派説得の理由に用いていた節さえある⁷³⁾。

(4) 公判手続

陪審裁判の公判手続は、前述の通り刑事訴訟法で定められている。

陪審裁判が開かれるにあたって最初にしなければならないことは、12名の陪審員を選出することである。裁判長は、職務名簿に登録されている30名および補充要員の10名を召喚し、事件の当事者と関係のある人物など、絶対的忌避事由に相当する候補者を排除した後、弁護側や訴追側が交互に候補者を理由なしに忌避する。また、両者とも、忌避された中から7名ずつ呼び戻すことができる。忌避と呼び戻しによって、多く残る場合は最後にくじびきを加えて12名が残ったところで陪審員団が編成され、陪審員と補助陪審員は公開で宣誓をする(刑訴法349条)。

宣誓の様式について原則では、はじめに裁判長が陪審員の職務にかんする宣誓の要求を唱える。事件について犯人に対する肩入れや恐れ等の個人的感情を交えずに良心と法に従い、中立性を保つこと、外部の人間との協議をしないこと、というようになり詳細に規定してある(同条)。これに対して陪審員は、右手を心臓の上におき「神かけて誓います」と答えることになっている。この方式が、陪審員の宗教に合致しない場合の取り扱い、ドイツ法、オーストリア法、ハンガリー法で微妙に異なっている。ドイツ法では、陪審員の宗

あった人物の手によるヘヴェシュ県記録書(Majzik Victor Heves vármegye alispjának jelentése Heves vármegye 1901, Eger 1902)から引用されている。全国規模の統計書では見当たらず、最近のハンガリー法制史教科書でも、これと全く同じ数字しか挙げられていないことから、各県別の陪審員の候補者数については、県別に資料を揃えていく作業が必要となる。

72 1901年の県別人口によると、ヘヴェシュ県は、71県のうち28番目に人口が多いことになっている。Statistikai Hivatal, Magyar Statisztikai Évkönyv: Annuaire statistique hongrois, 1901.

教団体で通用する宣誓方式に従うことが、明文で規定されている⁷⁴⁾。オーストリア法では、宗教の別なく規定された方式に従うことが、まずは要求される。但し、陪審員が定められた方式に従いたくないと主張した場合には、拍手 (Handsclag) を義務付けている。ハンガリー法では「名誉と良心にかけて誓います」という代替の文言を用意してある。

この宣誓をもって公判が開始される⁷⁵⁾。公判手続は起訴状の朗読にはじまって証拠調べへと進むが、補助陪審員も含めた陪審団は、判決の言い渡しまで、裁判の全日程にわたって出席している義務がある。

オーストリア法には見当たらないが、ハンガリー法では陪審員が「被告人と向かい合って」着席することまで規定されている (350 条)。英米でも大陸諸国でも、陪審員の席が被告人と正面から向き合う構造はあまり見当たらない。もっとも、例えば 1890 年当時の法廷を描いたオーストリアの絵画でも、被告や証人は法廷の中央に立たされ、周囲を検察官、裁判官や陪審員、傍聴人に取り巻かれるのだから、どこが正面でも圧迫感に変わりはないかもしれない⁷⁶⁾。しかし、席の位置までわざわざ明文で指定された意図が、職業裁判官と陪審員の資格の対等性にあったのか、それとも職業裁判官の統率下にまとめることになったのかによっては、この何気ない条文の意味も陪審制の目的と大いにかかわってくる。

証拠調べの方法は非陪審手続と共通であり、陪審員にも職業裁判官と同様に質問権が認められていること (315 条) を指摘するにとどめておく。

陪審手続に特徴的なのは、その後の裁判官による質問と説示、陪審員の評決、判決および上訴手続である。

証拠調べの最後に訴追側と弁護側が最終弁論を終えた後、裁判長は陪審団に設問を為し、説示を与える。設問について、陪審員は評決を経て「然り」「否」で答えることになっている (354 条)。主設問は、被告人自らが訴えられている犯罪行為について「有罪であるか？」否かを尋ねるもので、処罰するべき行為について法律上の標目が全て含まれていなければならない⁷⁷⁾。被告人の訴えられている行為が、他のより軽い刑罰に相当する行為であるかどうか

73 Monatlicher Justizbericht vom 31. 10. 1895, JBl. 1895.

74 事例としては、メノー派(再洗礼派)教徒の「我が洗礼共同体 (Taufbund) に誓う」という誓いの言葉を認めている。G. Löwe and Werner Rosenberg, *Die Strafprozesordnung für das Deutsche Reich nebst dem Gerichtsverfassungsgesetz und den das Strafverfahren betreffenden Bestimmungen der übrigen Reichsgesetze: Kommentar* (Berlin - Leipzig, 1922), p.181.

75 公判の開始時期は、手続法との関わりで重要な意義をもつ。英米法ならば、同一犯罪について二重の刑事手続きによる処罰の危険を禁止するために、この「二重の危険」の開始時期を「陪審の宣誓」の時点に求めている例もあるほどである。すなわち、この宣誓が同じ事件について二度行われた時点ですでに二重の刑事手続きが始まり、違法であるとされることになる。大陸法の一事不再理原則は、確定判決の効果を意味するため、ハンガリー法でもこの論点は考えなくてもよいだろうが、証拠の提出期限や証人の出廷時期との関係から考えても、やはり公判の開始時期を明確にしておかねばならなかったはずである。

76 ここにいう絵画については *200 Jahre Rechtsleben in Wien: Historisches Museum der Stadt Wien 96. Sonderausstellung* (Wien: Eigenverlag der Museen der Stadt Wien, 1986), p.177 参照。なお、法廷の構造に注目することが重要さについては、例えば木佐茂男『人間の尊厳と司法権』日本評論社、1990 年、55 頁以下でも指摘されている。

77 例えば、一口に殺人罪といっても 1878 年刑法によれば「事前に熟考された故意」(278 条)、「事前に計画されていた故意」(279 条) が区別され、さらには「(その場の) 感情の興奮に基づく故意」(281 条) とも区別して規定されている。これらのうち、まず問題とされるのは先の二つであるため、まず「被告人 A は、X 年 X 月 X 日、B に対する故意をもってする殺害について罪を犯したか、そしてそれは計画してな

か、といった予備の設問もなされる⁽⁷⁸⁾。

補助設問では、刑罰の加減に関する法定事由（情状酌量や加重事由）の有無について問われる⁽⁷⁹⁾。

両当事者は予め設問表をわたされており、事前に設問の変更を求めることもできる。設問表が陪審員に出されるにあたって、裁判長は犯罪行為に関する法律上の注意点、設問に含まれる法律用語の意味を説明し、評議と評決方法に関する一般的な説明をする。この裁判長の説示も記録にとられ、当事者の閲覧に供される。

裁判官は設問表を、陪審員の中の最年長者に手渡し（369条）、陪審員は直ちに別室へと移り単純過半数主義で選ばれた議長のもとで評議に入る。票数が同じになった場合には年長者がなる（365条）。

評決は、先に渡された設問表に従ってなされ、有罪評決あるいは被告人に不利にはたらく質問の評決には三分の二以上の同意、すなわち八名の同意を要する。その他の質問については過半数でよい。また、可否同数の評決となった場合には、被告人に有利な結果が選ばれることとされている。さらに、部分肯定や部分否定も認められている。1848年以來行われていた出版物犯罪に関する陪審裁判では、単純過半数のみがとられていたためか、「八名の同意」へと変更したことは、ファイエルで強調されている点の一つである⁽⁸⁰⁾。

無罪評決が出た場合は、裁判長は被告人に無罪を言い渡さねばならない（373条）。フランス治罪法、ドイツ帝国刑事訴訟法、オーストリア刑訴法、またロシア刑訴法でもこの点は同様である。

有罪評決が出ても、三人の職業裁判官が一致して無罪の心証を抱く場合、一回に限って新たな陪審員で審理をやり直すことができる（374条）。もっとも、再度有罪評決が出れば、裁判官はその評決に従わねばならない。しかし、その他の場合には、まず訴追側から求刑がなされ、弁護側の意見も述べられ、裁判官が量刑を決定する。このとき、陪審員が減輕または加重事由について評決を出している場合には、法律の定める範囲内でその評決に従った刑罰を科さねばならない。例えば、10年以上20年以下の重懲役または終身刑が予定されている場合には、3年以下の刑にはできない（338条第2項）。

陪審裁判の判決について上訴の可能性は1度のみ、破棄院に対して認められている（378条）。

おわりに

以上、法規定の内容を検討してきた限りで最初の問題提起に答えようとするならば、ハンガリーの陪審法制の大部分は、19世紀前半から続いてきた大陸諸国、とくにドイツとオー

されていたことか」、という設問がなされることになる。

78 前の例でいえば、第1の「殺人罪」が否定された場合に第2については「有罪」かどうか、という設問。反対に、より重い刑罰に相当する行為であるかを尋ねる設問を出すには、被告人の同意が必要とされている（355条）。

79 ハンガリー法359条第1項では、刑の加減を「別個の設問」とすることが定められ、第2項では、「そのような事由が存在しているということについて」質問してはならない、とされているので、主設問と違って、「減輕事由が存在するか」といったように包括的な設問でよかったのではないかと解される。補助設問に関する諸規定は、オーストリア法よりも詳細に規定されている例の一つである。

ストリアの法制に、それもすでに問題視されつつあった古い制度に倣っていたことがわかる。もしも、法制度の近代化のために陪審制を導入しようとしたのならば、すでに1877年の裁判所構成法にも導入され、ドイツで次第に優勢になりつつあった参審制への動きこそ取り込まれなければならなかったはずであるし、オーストリアの法制については、何度も停止法が適用されている事実こそ重視しなければならなかったのではないだろうか。

現段階で指摘しておきたいのは、陪審制度の導入にきわめて政治的な動機が働いていたように思えることである。1878年にチェメギの起草による刑法典が成立してから、刑事訴訟法典の起草は再三にわたって繰り返されていた⁽⁸¹⁾。そのうち1886年の草案はほぼ順調に法案として成立し、制定法となる見込みであった。裁判の公開、口頭手続、あるいは犯罪の弾劾者と裁判官の分離を定めた公訴提起主義といったいわゆる近代的刑事訴訟法の諸原則は、大方採用されていることがわかる。

これを白紙に戻した司法大臣シラージ (Szilágyi, Dezső, 1840-1901) が、1892年にまだ大学の私講師 (magántanár) のバログ (Balogh, Jenő, 1864-1953) をして起草にあたらせたのが、1896年の刑事訴訟法であった。従来の草案と新法との最も大きな違いこそ、陪審制の有無にほかならなかったから、陪審制を導入することが司法大臣のねらいであったといっても過言ではない⁽⁸²⁾。

以上の事情と実際の法規定で司法大臣の権限がかなり広範に認められていることをあわせて考えると、チズマディアが繰り返し強調していた通り、適正な裁判に陪審制度が果たし得る役割への期待というよりも、ハンガリー語を母国語とし、財産と教養があるハンガリー人が、そうでない人々に対して優位となるための政策、という側面が前面に出てこざるをえない。

だからといって、陪審制が一方的に政治の道具として、行政府から利用されてばかりいたという点だけを強調しすぎるのはどうであろうか。たとえ理念上に終始する面が強かったとしても、一方で司法府と行政府の分離や裁判官の身分保障といった制度が進められてきていたことも事実だからである⁽⁸³⁾。そこで、こうした歯止めがどの程度働いていたか、あるいは働いていなかったかを、当時の学説と判例にあたりながら実証していく作業が求められる。

80 Fayer の前掲論文 (注46)、709頁。

81 刑法典と同年に「刑法典草案および二つの刑事訴訟法草案。理由書付き」(Az 1878. évi büntetőtörvénykönyv tervezete és a büntetőeljárás két tervezete indokolással) というかたちで、チェメギによって草案が作成されていた。1882年には再度チェメギの新案「ハンガリー刑事訴訟手続 公判手続」(Magyar bünvádi eljárás a törvényszék előtt) が作成されている。チェメギ自身が草案修正を辞退したため、当時の司法大臣ファビニ (Fabiny, Teofil, 1822-1908) はこれをもとに、ヴラッシチ (Wlassics, Julius, 1852-1937)、シェディウシュ (Schedius, Ludwig)、タルナイ (Tarnay, Johann, 1843-1930) の3名から成る委員会に修正を命じ、刑事訴訟法第二草案が1886年に公開されている。以上の事実につき Kovács, Kálmán, *A magyar büntetőjog és büntetőeljárás jog története 1848-tól 1944-ig* (Budapest, 1971), p.56; Salomon Mayer, *Zur Reform des ungarischen Strafprocesses* (Wien, 1885)。

82 この見解を支持するものに Kovács の前掲書 (注81)、56頁。また新法について、『法律雑誌』は、「司法大臣から提出された刑事訴訟法案は、新しい法案ではなく、前々司法大臣ファビニによって作成された草案のうち若干の点だけを修正したものである」としている。Monatlicher Justizbericht, 30. Juni 1895, *JBl.* 1895, p.329。

83 すでに1869年法律4号では、司法と行政の分離、裁判官の独立を規定している。

The Hungarian Jury System under a Dual Monarchy System

Rieko UEDA

The purpose of this paper is through analyzing the content of the Hungarian jury system under the Austro-Hungarian Dual Monarchy using a comparative method to consider the significance of it among the jury systems of the Continental European countries, and to show the orientation of further studies.

At the end of the nineteenth century, the jury system was introduced into Hungary. Around this time, the other European Continental countries gradually abandoned this system or changed it into the form called “Lay Assessor’s Court” in which lay jurors and professional judges discussed the cases together. The defects or shortcomings of the jury system had become apparent despite the passion for this system as a guardian of human liberty and rights around 1848. At this time, the question arose as to why Hungary introduced the jury system and how was it?

Looking for clues to understand the Hungarian jury system of this time, the author pays attention to the fact that this system was often introduced in Austrian and German legal journals at that time.

Apparently Austria, the former ruler and since 1867 partner in the Habsburg Empire, had influenced Hungary also in the field of lawmaking processes although Hungary had not always been willingly prepared to accept the Austrian legal system, which had been forced on Hungary against its own traditions. Such delicate relation between Austria and Hungary also reflected the legislating action of the Hungarian jury system when we read the articles in the *Juristische Blätter*, a representative Austrian law journal, or follow the lawmaking process.

In contrast to the Austrian legal system, German law was the typical model for Hungary. In both of the two conflicting criminal schools, *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft and Der Gerichtssaal*, we find articles about the Hungarian jury system from the time of its commencement. For the Hungarian contributors, the German legal journals were the media not only to spread information about the domestic legal system internationally, but also to gather various opinions from lawyers of the so-called “Country of Mother Law”. This could be recognized from the fact that since the 1840s, the Hungarian reformers of law had visited authoritative German jurists, among them the famous criminologist, Carl Joseph Anton Mittermaier, who was to give advice about legislation.

Then the author examines the contents of the jury system on the basis of three laws: the Code of Criminal Procedure No. 33 of 1896, the Jury Law No.33 of 1897 and the Law for Enforcement of the Code of Criminal Procedure No.34 of 1897. According to the Law of 1897 No.34, trial by jury was applied when it related to felonies and partly related to printed matter offenses.

In Hungary, trials by jury were used to a less extent than in other European countries for felonies and libel cases, when applying Law No.34 of 1897. However, critics advocated gradual increase in the number of jury trials. Nevertheless the author pointed out the difficulty of confirming the number of the trials by jury because the statistical materials about this system are not unified.

From Law No. 33 of 1897, we see the qualification, and selection procedures of jurors. Like other Continental European countries, Hungary limited the qualification of a juror through property and education. People who are engaged in certain occupations could be excluded or be freed from being a juror. The stipulations about these areas in Hungary were more similar to Austrian law than to German. Taking the excluding reasons into account, first the basic list for juror candidates was drawn up in each “värmege” (county) or city district, and then the

annual list in the royal court under the participation of "bizalmi ferfi" (reliable people), who were supposed to be neutral and detached from government. In reality, these people were chosen from landowners, lawyers, and on the whole, intellectuals. Because of various kinds of limitations and procedures, the number of juror candidates on average is supposed to remain small: In Heves county, for example, it was only 3% of the inhabitants. Also, the strong influence of the Minister of Justice was one of the marked characteristics of the Hungarian jury system.

As for the procedure in a public trial the author examines the manner of oath taking, court structure, instructions and verdicts, where the Hungarian system depended on a German and Austrian system.

In conclusion we recognize the political motivation, such as exclusion of ethnic minorities, in the introduction of the jury system into Hungary. On the other hand, we should not forget that principles such as the independence of judges and the separation between administration and jurisdiction were affirmed in Hungary. Therefore future research should not only criticize the jury system of that time, but also form a cool assessment of the jury system itself.